

板橋区改良住宅同居許可事務に関する要綱

平成 26 年 3 月 2 4 日

区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号。以下「条例」という。）第 17 条及び東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成 16 年板橋区規則第 14 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、改良住宅の同居の許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(同居許可に係る条件)

第 3 条 区長は、条例及び規則に定めるもののほか、同居しようとする者が次の各号に掲げる条件をすべて具備している場合に、同居を許可することができるものとする。

- (1) 同居しようとする者が 1 人であること。
- (2) 使用者が、当該改良住宅に 1 年以上居住していること。
- (3) 同居許可後における当該改良住宅の居住室（ダイニングキッチンを除く。）の畳数が、世帯員 1 人あたり 2.4 畳以上あること。
- (4) 使用者が、転勤又は長期入院等の理由で同居者を残し、当該改良住宅を 1 ヶ月以上不在となっていないこと。
- (5) 当該同居により、同居しようとする者が配偶者と別居することにならないこと。
- (6) 同居しようとする者が、現に住宅に困窮していること。

2 区長は、同居しようとする者が、前項各号に掲げる条件のいずれかを具備していない場合において、使用者の世帯の実情に照らして必要があると認めるときは、同居を許可することができるものとする。

(同居許可に係る収入基準の特例)

第 4 条 同居後における世帯の収入が条例第 7 条第 2 項において読替えて準用する住宅条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する金額（以下「収入超過基準」という。）を超える場合において、区長が、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 11 条第 2 項の規定により特別の事情により同居させることが必要であると認めるときとは、同居しようとする者が、次に掲げる各号のい

ずれかに該当する場合とする。

- (1) 使用者又は同居者で使用者の扶養親族である者と婚姻し、又は養子縁組した者であるとき。
 - (2) 使用者が本来使用者である場合は、使用者の3親等内の血族又は直系姻族で、年齢が60歳以上であるとき。使用者が公募による使用者である場合は、使用者の1親等の直系尊属で、年齢が60歳以上であるとき。
 - (3) 使用者が本来使用者である場合は、使用者の3親等内の血族又は直系姻族で、使用者の扶養親族であるとき。使用者が公募による使用者である場合は、使用者の1親等の血族又は姻族で、使用者の扶養親族であるとき。
 - (4) 使用者若しくは同居者を介護し、又は使用者若しくは同居者により介護される必要があるとき。
- 2 区長は、前項の場合において、同居しようとする者の収入が収入超過基準を超えているときは、使用者がその者の扶養親族で、かつ、その者が使用者又は同居者を介護する必要があるときに限り、同居を許可することができるものとする。

(規則第24条第2項第1号及び第3項第1号の規定による同居許可の特例)

第5条 区長は、規則第24条第2項第1号及び第3項第1号の規定により、使用者又は同居者と婚姻した者に係る同居の許可をする場合において、使用者が、当該婚姻した者の未成年者である子に係る同居の許可を併せて申請しているときは、その子については、使用者又は同居者と養子縁組した者とみなすものとする。

(規則第24条第2項第2号イ及び第3項第2号イの規定に該当する者)

第6条 規則第24条第2項第2号イ及び第3項第2号イに規定する高齢者、身体障がい者その他区長が別に定める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に定める障害者（以下「障害者」という。）に該当する者
- (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第29号に定める特別障害者（以下「特別障害者」という。）に該当する者
- (4) 同居していた者で、当該住宅を退去後5年を経過していない者

(期限付き同居許可の対象となる者)

第7条 規則第24条第4項に定める特別な事情により使用者と同居する必要があると認める場合とは、同居しようとする者が、使用者又は同居者の3親等内の血族又は姻族（同条第2項各号に該当する者を除く。）であって、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 60歳以上又は16歳未満の者であるとき。
- (2) 障害者又は特別障害者に該当している者であるとき。
- (3) 使用者の扶養親族又は使用者を自らの扶養親族としている者であるとき。
- (4) 使用者若しくは同居者を介護し、又は使用者若しくは同居者により介護される必要があるとき。
- (5) 通院又は通学のため同居する必要があると認められるとき。
- (6) 現に居住する住宅からの立退きを求められている等、著しく住宅に困窮していることが明らかであるとき。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行日前にあった同居申請に係る許可については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。